様式第6号（第12条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市公文書開示決定等第三者告知書

　　　　年　　月　　日　　第　　号により通知した公文書の開示請求につきましては、　　　　年　　月　　日下記のとおり決定したので、丸亀市情報公開条例第15条第４項の規定に基づき通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求のあった公文書 |  |
| ２　決定の内容 | □　全部開示　　　□　部分開示　　　□　非開示 |
| ３　開示の理由 |  |
| ４　開示年月日 |  |
| ５　問い合わせ先 |  |